

## 第6回熊本県「無らい県運動」検証委員会会議録

日 時：平成24年3月26日（火）午後2時～午後4時

場 所：菊池恵楓園社会交流会館1階会議室

出席者：※敬称略

委員長／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
委 員／志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長代行
小松 裕	熊本大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授
泉 潤	熊本日日新聞社論説委員
協力員／齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
塚本晋	県立宇土高等学校非常勤講師
岡田行雄	熊本大学教授
楠本佳奈子	熊本日日新聞社編集局社会部記者
事務局／牧野俊彦	熊本県健康福祉部健康局局长
佐藤克之	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長
中島洋二	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員
宮原純一	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐
柳田篤伺	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事

### 【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康福祉部健康局局长あいさつ
- 3 議題
  - (1) 委員会の公開について
  - (2) 県からの報告について
  - (3) 今後の進め方について
  - (4) 提出原稿の処理について
  - (5) 委員及び協力員からの執筆に関する報告について
  - (6) その他

### 【1 開会】

(進行／中島洋二 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員)

ただいまより第6回熊本県「無らい県運動」検証委員会を始めます。まず熊本県健康福

祉部健康局局長の牧野よりご挨拶を申し上げます。

## 【2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ】

(牧野俊彦 熊本県健康福祉部健康局局長)

各委員の皆さまにはお忙しい中、検証委員会の業務にご協力いただきましてお礼申し上げます。前回の委員会後に委員の皆さまに県庁舎においていただき、資料の調査や聞き取り調査などを行っていただきました。本日はそれらを含めまして、各委員の進捗状況や今後の当委員会の進め方などを議題にしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、当委員会につきましては平成 25 年度も継続するという事を考えております。県としましては、検証の一区切りということもあって平成 25 年度末には知事への報告ができる形にしたいと考えています。そのことについては後ほどスケジュール案としてご説明しあげます。本日はよろしくお願いいたします。

(中島審議員)

それでは、議事進行は設置要項第 5 条の規定により内田委員長にお願いします。

## 【3 議題】

### (1) 委員会の公開について

(内田委員長)

最初の議題である「委員会の公開について」、事務局よりご説明をお願いします。

(宮原純一 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐)

本日の会議においては、熊本県情報公開条例第 7 条各号に規定する不開示情報に関する審議は予定していないので、会議を公開することとし、傍聴を許可することといたしたい。

(内田委員長)

ただいまご説明のあったとおり、本委員会は公開ということによろしいか。

(委員・協力員)

了解。

(内田委員長)

それでは公開という形で本委員会を進める。

### (2) 県からの報告について

(内田委員長)

議題 2 「県からの報告について」、県からお願いします。

(柳田篤伺 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事)

資料 1 と別添 1・2・3 について説明する。資料 1 は県からの報告である。前回の検証委員会以降、委員及び協力員からの要請に対して対応結果をまとめたものである。1 番から 5

番までの中で、2番から5番まではすでにメールや郵送等で各委員・協力員に周知いただいているところであるが、まずは順番どおり説明する。

「1 福祉界の関わり等についての聞き取り」は内田委員長と遠藤委員からご要望があったものである。「福祉界の関わり」は内田委員長、「ホテル宿泊拒否事件」は遠藤委員がそれぞれ担当し、昨年末、前熊本県知事で現在、日本社会福祉大学理事長の潮谷義子氏に聞き取り調査を行った。別添1及び別添2が聞き取りをまとめたものである。次に2番目から5番目は別添3の資料を添付させていただいた。2番目は知事引継書の確認を行った。3番目は九州内関係県への文書存否等の確認である。菊池恵楓園管内である福岡県、佐賀県、長崎県が保存する文書の存否等の確認を行った。また同様に隣県である宮崎県、鹿児島県にも同様の照会を行い確認したところである。4番目は県議会会議録及び県教育委員会会議録の調査を行った。これは具体的に言うと黒髪校事件に関する調査である。別添3の1枚目と2枚目は常任委員会の閲覧記録をまとめたものである。5番目がハンセン病業務に従事していた元県職員の調査を行った。この中で1番目が本日初めて委員及び協力員に報告する事柄である。

### (3) 今後の進め方について

(内田委員長)

今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(柳田)

資料2「熊本県「無らい県運動」検証委員会における今後の進め方」をご覧いただきたい。先ほど冒頭のあいさつでもあったように、今検証委員会の事業については平成25年度も引き続き行う。平成26年3月に検証の取りまとめを知事に報告できるように考えている。内田委員長との相談の結果、国の検証委員会での原稿とりまとめが約半年ほどかかったということをお聞きしていたので、9月までに原稿案の最終協議を行いたいと思っている。そのため最終の原稿締切日を8月末日にしたい。その3カ月前の6月の原稿調整のための検討会は、あらかじめ原稿の提出があった場合に、原稿内容等の調整を行う場を別途設けさせていただきたいと考えている。この6月の検討会の開催については原稿の取りまとめの状況次第ということになる。9月以降に原稿案の最終協議を行い、最終確認ということで編集作業を行っていただいて、3月に検証委員会から知事に検証結果を報告するというスケジュールで次年度は進めさせていただきたい。

(志村委員)

無らい県運動によって大変深刻な問題が発生したことは皆さんご承知のとおりである。たとえば、結婚が決まっていた人の弟が発病したために破談になって、その後自殺をするといった人が1人ではない。複数の方がそのような目に遭っている。そのことをどのような形で書くべきか、または書かざるべきか。触れないわけにはいかないし、かといって書き方も微妙なので、そのあたりの取り扱いは、差別を助長しないようなやり方でどこかで

書いて欲しい。私は佐賀県の出身だが、私が恵楓園に入ったということで弟や妹の結婚では、結納まで交わしておきながら破談になる、その後の縁談も破談になるということがあった。私の弟などは現在も音信不通である。弟は最初の奥さんと死別後、同じ町内から後妻をもらった。町内ではみんな知っているものと思っていたのだが、後で私が恵楓園にいたことが分かって、結果、先方の親戚とうまくいかなくなった。その時は裁判に持ち込んで我々の人権をなんとか守ろうと弟も決心した矢先、後妻の妊娠が分かった。その結果、弟は一度離婚し、相手方の籍に入るということで落ち着いた。多くの入所者がそういったことを経験している。ただ発言しないだけ。やはり検証報告書のどこかにこのことを書き残すべきである。

(内田委員長)

来年 3 月に知事に報告書を提出するというスケジュールで作業を進めていくことでいかがか。

(泉委員)

編集作業というのはどの程度やるのか。国の検証報告書を参考にして、8 月末に締め切つて作成終了が 1 月ということだが、この間でも何かあれば会合を開くと考えていいのか。

(内田委員長)

国の検証会議で、原稿提出後、ある原稿と別の原稿との間で内容がバッティングしているケースがあったので、そこは調整させていただいた。また表記についてもできるだけ統一するとか、あるいは先ほど志村委員がおっしゃったように、原稿を加筆していただく部分がどうしても出てきたりとかしたので、今回はこのような形を採らせていただいた。重要な問題や全体に関わる問題が出てきたら、県とご相談しながら委員会を開いてご相談したいと考えている。では、このような形で作業を進めることでご了解いただけるか。

(委員・協力員)

了解。

(内田委員長)

では今後このスケジュールで進めることとする。

#### (4) 提出原稿の処理について

(内田委員長)

次に提出原稿の処理について。事務局から説明をお願いします。

(柳田)

先ほど内田委員長と泉委員の議論と重複するが、スケジュールを確認していただいたとおり、すべての原稿が 9 月に集まる予定である。その後の編集をどのように進めるのかということについて各委員のご意見を伺いたい。

(内田委員長)

委員および協力員から原稿をいただいた後、報告書にまとめるに際して、どのように処

理していくか、ご意見等があれば頂戴したい。おそらくかなりの作業が予想される。委員・協力員ともにお忙しい方々ばかりなので、あらかじめ特定の方に編集をお願いするのは恐縮であるので、責務上、私が責任者をさせていただく。色んな場合があるので、その時には委員の方にもお願いする形にできればありがたい。もちろん、先生方の原稿については調整等のために加筆・修正をお願いする場合には個別にお話をし、ご協議の上、ご了承を得た上でさせていただく。また先ほど泉委員がお話しされたよう、全体に関わる問題があったら、改めて委員会を開催して全体のご意見を聞いた上で方針を決定する。

#### (5) 委員及び協力員からの執筆に関する報告について

(内田委員長)

次に、委員及び協力員からの執筆に関する報告をお願いします。

(柳田)

資料3「委員及び協力員からの執筆に関する報告について」を基に進める。まず、このレジュメに関して、資料3の「構成案」のところの一番下に「確認」という項目がある。これは平成23年12月にお知らせしたところであるが、報告書の執筆について、報告書の総ページ数を300ページ、各節10ページ以内で編集したい。なお、皆様からご提出いただいた原稿のうち10ページ以内に収まらないものについては、CD-Rなどの電子媒体に保存して報告書に添付する形を採らせていただきたい。ポイント、文字数及びレイアウトは資料のような形（A4、Microsoft Word形式、フォント／MS明朝、文字サイズ／12ポイント、1行の文字数／38文字、1ページの行数／36行）にしたい。なお、書かれた原稿については指定のポイントや文字数になっていなくても、事務局で編集する。

引き続き今回ご提出いただいた資料について、各委員及び協力員より説明をお願いしたい。

(小松委員)

ポイントは、仮の構成案の項目立てだとどうしても無らい県運動そのものが前面に出てこない点である。通り一遍のハンセン病問題の歴史のようにになっている。執筆しながら、この項目立てだと無らい県運動に焦点を当てることはできないと判断した。よって熊本県の無らい県運動の特徴がよく表せるような構成に変えさせていただきたい。5の本妙寺事件は泉委員が執筆していただけるということによろしいか。

(泉委員)

了解。

(小松委員)

本妙寺事件はぜひ泉委員に執筆をお願いしたい。このような形に変えてよろしいか。

(内田委員長)

小松委員から第1章について構成を少し変えてはどうかという提案がなされたが、いかがか。

(泉委員)

これは小松委員と打ち合わせるが、本妙寺事件と他の章との区分けを説明しなければならない。本妙寺事件に関しては、熊日連載の「検証・ハンセン病史」で担当したので、強いて言えばそれに付け加える項目があるかだ。

(内田委員長)

基本的には小松委員からご提案いただいた形に修正する。その上で泉委員と小松委員との間でご協議の上、調整をしていただく。

(岡田協力員)

委員会に出席できなかった間に調査をさせていただいた。その内容をまとめたのが今回提出のレジュメである。2012年度中の調査活動は2つである。まず1つ目は菊池事件で、犯行が起こったとされる現地調査への参加である。これは国宗弁護士が企画した5月26日の現地調査に参加させていただいた。現地を歩いて、事件当時はどうだったのかということ調べた。それと、教誨師として関わっておられた坂本克明さんから6月8日に聞き取りを行った。この結果明らかになったことを本日の資料にまとめた。初めて現地を訪れて、被告人が匿われていたとされる場所を遠目に眺めた。現状でもなお菊池事件について調査を行うことは大変難しい状況であることが、国宗さんのお話などを通じて知ることができた。現地の関係者が事件の話やその当時の状況の話をするのは、とてもじゃないけどない。事件までに醸成されたハンセン病に対する差別や偏見がいかにもすさまじいものであったか、それが現在においてもなお影響を与えていることが、今回の調査を通して明らかになった。

次に坂本克明さんの聞き取りでは多様なお話を頂戴した。そこで浮かび上がってきたポイントを3つ挙げた。特に菊池事件と無らい県運動を柱に検討する時に非常に重要と思われるのは、ハンセン病患者やその疑いがかかった者へのすさまじい偏見や差別である。そもそも被疑者という形、つまりハンセン病の疑いをかけられた者に対しては、当時のお話をかけた差別というものがあった。恵楓園入所者の中でも、被告になった方に対して偏見を抱く方が少なからずいた。坂本さんご自身も刑事手続きを信頼しておられて、有罪となったら犯人であるというふうに単純に思っただけだったが、免田事件を通して偏見や差別がとんでもないことだと気付かれた。この事件には差別や偏見が輻輳しているという状況が浮かび上がってきたように思う。なお、当時の警察の状況についても、警察力の少なさ、末端のなさというのが、この被告になった方を犯人に決めつける捜査活動、いわば見込み捜査がよりなされる背景としてあったのではないかという話をうかがうことができた。

今後の活動については、菊池事件に無らい県運動が与えた影響として聞き取り調査を行うのが非常に困難を伴うのではないかと思ったのが、この間聞き取り調査などをさせていただいた中で感じたことである。聞き取りに協力していただける方がいらっしゃれば随時取り組んでいきたい。その点について少し手がかりが乏しい状況である。これまでまとめた事柄や私が菊池事件について学んだことを通して、無らい県運動と菊池事件について、

国宗協力員が執筆される菊池事件に協力させていただく形で執筆作業を行うことは可能である。私のスケジュールでは6月中に脱稿できるような状況である。

(内田委員長)

私の方から1点。菊池事件の関係者の供述調書があり、その中に明らかに無らい県運動の影響が出ている点が少なからず見受けられる。そこは無らい県運動が背景にあって、関係者に非常に影響を与えた論証をする時に使えると思う。

(岡田協力員)

ぜひ参考にさせていただきたい。

(塚本協力員)

報告では、まず、1つ目に無らい県運動において保健所が求められた役割について概要を説明する。その時に、熊本県衛生部と保健所の動向ということで、直接保健所がどうこうしたというのが見つからないので、衛生部の動きと合わせてらい予防法が改正されるまで、改正後も熊本県衛生部や保健所が行った事例を挙げていきたいと思う。事例については今までの報告にもあったとおり、県衛生部の刊行物、または熊日新聞の報道、それと県立図書館に入っている熊本県議会の会議録が中心となる。今日は量が多くなるので刷ってこなかったが、昭和21年から30年までハンセン病に関わる県議会の会議録は一応集めている。中でも天草選出の西本初記議員が、およそハンセン病を考えてというよりも結核に対する対策をより自分の地元でやってもらいたいということから質問している。昭和27年5月定例県議会で、蟻田衛生部長に対して「ハンセン病は伝染病ではない。私の村に来て調査してくれればいい。レブラは決してあんたがた医者が恐れるようなものではない」と言っている。この発言に議場では笑いが起きている。「同居生活をしていてもうつりません。夫婦生活をして30年40年してもうつっておりません」と。「それが机の上の学者と現場を知っている我々との違いだ」と言っている。西本議員は議員を務めた期間は短い名物議員のようで、他にも黒髪校事件の時に蟻田衛生部長と福田教育委員会委員長に対して質問を行っている。その中で西本議員は「未感染児童なんだから同一学校に収容する必要があるじゃないか」と突っ込んで、それに対して蟻田衛生部長がロックフェラー研究所のオルソン、たぶんヴァージニア・オルソンのことだと思うが、この人は保健師養成に貢献した人で、蟻田自身も保健師養成に非常に熱心だったので、そこらあたりで関係があったのではないだろうか。そのオルソンから「ドクター・蟻田は療養所に収容して治療することにどう思うのか」と質問された時のやりとりを議場で答えている。オルソンから『強制収容する必要はないんじゃないか。開業医者を取り扱っていくべき問題じゃないか、と言われた』と答弁したとあった。こういった県議会の動きなども入れながら、無らい県運動を取り巻く環境を書けたらと思っている。次に、予防法改正後は保健所ではなく県衛生部で取りまとめたということだったので、先日見つかった文書「保護記録(生活援護記録)」を事務局にご無理をお願いして3日間ぐらいですべて目を通した。今日は持ってこなかったが、保護記録をケース番号ごとにまとめて作っている。重要と思われるものは、原本の一部を

事務局にコピーをお願いした。もちろん氏名や年齢、住所等の個人情報が分からないように留意し、より慎重に取り扱っている。私は入所者や退所者の方はほんの数人しか存じ上げないので（この文書を見ても）どの記述が誰なのかは分からないが、見る人が見たら分かってしまうおそれがあるので、どこまでまたどのように扱うかは各委員および各協力員、特に志村委員、国宗協力員、可能であれば退所者の適当な人に見ていただいて、どこまで出せるか意見を頂戴したい。「生活援護記録」には特徴的な文面があるのでいくつか紹介する。らい予防法改正後も保健所は収容に関わっていた点について、たとえば「昭和43年に保健所から検査をすすめられた」とか、「昭和36年12月18日から20日にわたって妻ならびに子ども3人の検診の結果、妻は即時入園」とある。3日間あった検査のうち中日にあたる日に入園している。「人吉保健所の〇〇技師が近所のため、よく面倒をみられている」と。この技師が県衛生課に送った書簡が残っていて、どうやらこの方は保健師さんだったようである。他にもこれは昭和55年の例だが、「昭和55年7月12日、某福祉事務所の課長から誰々の件について、らいの疑いがあるのではないだろうか。診察を受けるように指導してもらえないだろうかと部落の人が役場に相談に来た」とある。当時、密告が根付いていたから役場や保健所に連絡が来ていたということの証拠ではないかと思ってコピー等をお願いした。これについては志村さんと国宗さんに見ていただいてご相談したいと思っている。

総括については、どのようにまとめるかまだ固めていない。

今後の調査に関しての県に対する要望について。先日事務局から教育委員会の黒髪校事件に関する審議の写しを送っていただいた。同じように県議会における衛生委員会の審議内容を確認することができるかということ事務局にお尋ねしたい。衛生委員で、戦後の無らい県運動が展開する時期にも恵楓園を訪れている。県議会のハンセン病患者収容についての答弁を見ていると、1950年から「全部収容」という言葉が出てきている。衛生委員会での審議ではどのような変化があるのか確認したいので、できれば衛生委員会の審議内容の資料も取っていただけたらと思う。

（遠藤委員）

私が担当している黒川温泉宿泊拒否事件についての中間報告をまとめてみた。まず事件の推移を見ていくと、2003年11月13日に宿泊拒否が表沙汰になり、それから連日のようにさまざまなことが起きていく。経緯については熊日新聞の報道などいくつかを読んでみたが、事実の深いところが分からなかったり、どうしてこういうことになったのかという疑問があった。それを潮谷義子前知事にお話を聞く機会を設けていただいた。その整理したものが今回の中間整理の文面である。知事への質問事項については別の資料があるので、この中間整理は私が要約したものである。事実の推移をご覧いただきながら、私が前知事にお伺いしていくつか分かったことがあるので、それを取りまとめてお話をします。まず、11月13日にホテル側から宿泊拒否が伝えられるわけだが、翌日の14日に県職員の方がアイスター本社に出向かれて、知事名の申入書を手渡している。この申入書はかなり厳しい

内容になっており、新聞報道では最後通牒を出したという書き方をされている。その申入書を手渡ししながら「再考いたします」という返事で、県職員に「もう1日考えてほしい」と言われ、また翌日、アイスター社に話をしに行かれている。文書には明らかに「人権侵害」という言葉が入っている。「今回の貴ホテルの対応は偏見と差別に基づいたものでしか考えられない。このような正当な理由のない宿泊拒否は人権侵害として極めて遺憾である」と書いている。このあたりにどんな事情があったのかをお伺いした。その問いに対し、潮谷前知事は「最後通牒という意味合いは事実認識としてはあった」とお話しされた。しかし、「最後の最後に協力してほしい」という思いを知事も県の担当職員も持っていて、ぎりぎりまでお願いしていこうという気持ちがあったということ。それから、県がそのような文書をアイスター社に持っていかれた背景について。入所者は「国賠訴訟以後、自分たちは理解されている」という認識を持っていた中で起こった事件だから、県が頑張らないとダメージが大きいのではないかという思いがとても強かった、せっかくハンセン病に対する理解が深まってきていた中で起きた事件に対して、県がきちんとした姿勢を見せなければという強い思いがあったと発言されている。

もう1点、17日に自治会の役員の方がホテルに出向かれて支配人と面談されている。ここでは、けんもほろろな回答だった。その晩に知事から入所者自治会の太田会長あてに、「18日の会見で今回の宿泊拒否をマスコミに公表します」と連絡をされている。知事に「この17日のホテルと自治会の対応はあらかじめご存じだったのか？」と問うたところ、知事は記憶の中ではなかったようだが、県庁内に残っている書類上からは「自治会から県にメールが届いた」ということだった。17日夜の太田前自治会長と潮谷前知事の話の内容について、ここもとても意義深いところがあるのではないかと思います、その点を潮谷前知事にお伺いした。知事としてはこのような人権侵害に対してきちんとした厳しい態度で臨みたいと、その了解を取るために太田自治会長に電話をした。それに対して太田自治会長からは、積極的にそのような方向でお願いするといったお返事はなかった。それは、熊日新聞の報道にもあったように、「知事がそのようなお考えになるのに対して、とやかくは言わないが、どんなリアクションが来るでしょうね」と心配を持たれていたということだった。知事としては「どうぞよろしくやってください」と言われると思って電話したのに、背中を押すような返事はなかったことに、釈然としない思いを持って会話を終えたということだった。新聞記事では、この時「太田さんご自身が発表しないでほしいと言った」とインタビューに答えている内容がある。このところもお伺いしたが、事実としては太田さんからそのようなお返事はなかったということである。この発表の結果起きた事実については、当然知事の方では予想もしないことだった。その結果が起きた後で、太田さんが知事を責めることはなかったが、知事は（偏見や差別が）かくも酷いものかと、打ちのめされた思いがしたということをお伺いされている。かといって、ここでもう一つ大事なことが分かったが、たとえこのような事実があっても、自分は間違いなくここで発言した、その結果の予想は、その時点ではつかなかったけれども、予想がついたとしても、「私はやっぱりやった（発表

した)」と、この姿勢は微動だにしないのだということだった。

それからもう 1 点、記者会見の時に本来の議題にはなかったことを会見の最後に言うわけだが、このことについては県の職員には絶対に責任を負わせたくない、これは自分の責任においてすることなので、意図的に職員に事前に相談をしなかったし、担当者にも言わなかったし、広報課にも言わないで、自分の責任としてやったと、そのようなお話だった。その後、予想外の問題が起きてきて、知事自体はこの問題をどのように受け止めてきたのかとお伺いしたところ、理論を整理してきたところ、現実にはこれだけ厳しい実態を目の当たりにして、自分もいろいろ悩んだし、成長したと思う。この問題を真剣に考えた結果、いろいろなところで自分の理解が深くなったということをお話された。それが、「私の中に学ぶものがあった。この事件を通して思ったのが、法律であるとか施策であるとか裁判だとかが人権を回復させるということでは決してない。国賠訴訟で勝訴された方々は『人間回復』とおっしゃったけれども、本当の意味での人間回復は一人ひとりが変わっていかないかぎり、そういった流れの中で解決されていくものではないと感じさせられた。県が行う啓発活動の大切さ、菊池恵楓園と交流していく中で理解していくことが大事だという思いを深めたとおっしゃった。そういうことが県の啓発活動の中に生かされたのかとお伺いしたところ、国賠訴訟後に県の啓発活動のやり方を自分のイニシアティブで変えていったというお話があった。

それからもう 1 点、11 月 21 日に熊本地方法務局が旅館業法違反の容疑でホテルを告発するが、ここの事実経緯もすごく慌ただしくて、一時は記者会見したその日に上京して、法務省人権擁護局に相談に出向かれる。そして 21 日に熊本地方法務局と県が旅館業法違反の容疑でホテルを熊本地方裁判所に告発した。ここの事実経緯についてもお尋ねした。18 日に人権擁護局に出向かれた時にどのような形で告発できるか相談をされたかとお尋ねしたところ、相談したということだった。かつその当時の副知事が法律に詳しくだったので、副知事にもいろいろ尋ねてどうしたらいいか検討した。また、検察庁と国との連携の中で議論している時に、「実は人権侵害に関わる罰則規定がない」ということに、前知事はショックを受けられた。人権侵害に罰則規定がないということは、実は前知事自身が人権擁護委員をしていたし、同和問題にも関わってそのような法律が必要だと議論されていたということは知っていたのだが、その問題とこの問題につながるという認識がこの時点でなかった。それでなんとか旅館を処罰する法律がないのか一生懸命考えてもらったけれども、それはなかった。そして、旅館業法の範囲では最大 5 日間の営業停止しかない。知事はなんとか 5 日間の営業停止で告発すべきだと知事が語った。しかし、法律論の中では 3 日を超えてはありえないということで、最後は前知事が引っ込んで残念ながら 3 日間の処分に決めた。その後の教訓として、改めて人権救済法が日本にないという現実につづいて、これから問題だと言われている。この時の経験を今日までずっと継承して問題意識を持っていらっしゃるということも分かった。

それから最後が、12 月 20 日にアイスター社が恵楓園を訪れて宿泊拒否について初めて謝

罪してから、差別文書などが届くようになった。この時の思いをお伺いした。私はこの時に初めて分かったことだが、知事の個人あてに毎日同じ人からハガキが届くということもあって、知事にはプライバシーがないということを実感したと。毎日送られてくるので、家族の目に触れたら困ると思って、郵便局にお願いして自分の住所だけを別のところに移したということも言われていた。県庁あてに届いた資料も潮谷さん個人に届いた資料も県の方にお持ちだということで、これも後でお見せいただくことになっている。その時に「同情という思いで被害者と接すると、決して本当の意味での共感にはつながらない」ということも改めて分かったとお話しされた。それから先ほどお話を聞きしたアイスター社の謝罪については、「あれは明らかに謝罪ではない。これは単なる『自分のせいではない』という弁明にすぎない。しかし、記者によってはそれを謝罪と受け止めて、自治会の対応に疑問を持つような質問もあった。記者が理解していなかったのではないか」と言っている。この点、知事は一貫してアイスターの対応を謝罪であると受け止めてはいなかったと言っている。それから、思いが深まってきたところで考えられたのは、ハンセン病問題と養護施設の子どもの問題、水俣病問題には共通点があるということ。宿泊拒否事件から学んだことはとても深かったと言われていた。以上が聞き取り調査の概要である。私にとっては非常に収穫の多いお話をいただいたと思う。

(泉委員)

宿泊拒否については私も担当しているが、これまで遠藤委員にすべてしていただいて大変恐縮している。2、3付け加えると、アイスター社側の対応については確か秘書室長だったと思うが、入所者を元ヤクザに例えて宿泊拒否を正当化する手紙を大学生に送っている。もう一つ、誹謗中傷の手紙はほぼすべてが匿名だが、唯一実名で住所も書いてきた人間が実は部落解放同盟東京都連職員をかたっていた。それはその後、(偽られた側の)職員が嫌がらせを受けるという事件が起きて、犯人が逮捕されている。私も判決を聞きに行ったが、これなどは非常に差別というものを表す一端である。それと、『小島の春』の作者である小川正子記念館の末利光館長が、宿泊拒否事件で入所者を批判する内容の著作を発見した。こうしたものを取り上げたい。

(志村委員)

原告団の立場から付け加えると、アイスター社の問題については、向こうから宣戦布告してきたことに途中からこちらが聞いたのは、アイスターの本質を知ったからです。

前段の知事の思いや、人権侵害の被害に対する救済が法律にないところをよろしくお願いしたい(執筆してほしい)。

(内田委員長)

今日報告していただいたことは、再発防止策をどう提案するかに関わってくる。宿泊拒否事件は直近の事件であるがゆえに、現在の日本の人権教育はこのような差別問題に対して抑止力を持っていないことが明らかになっている。抑止力を持つような人権教育に変えていくためにはどうすればいいのかという課題を突き付けている。国や自治体などのアン

ケート調査によると、一般的な人権課題については 5 割ほどが理解を持っている。ところがマイノリティー問題になると、「理解がある」とおっしゃっている方は 1 割に減る。9 割以上の方はマイノリティー問題、特にそういう立場の方たちの人権問題については理解がないということを示している。この 9 割という数字を未だに日本の人権教育は是正できていないということだろう。そこをどうしていくかは、アイスター（宿泊拒否事件）の後、県ではかなり人権教育を抜本的に是正しようと動いていらっしゃるが、日本全体で見るとまだまだそうはなっていない。全国自治体の人権教材を取り寄せて拝見させていただいた。ハンセン病についてどのように書かれているかというところ、潮谷前知事が批判している同情論である。「かわいそうな人達に対して」というような書き方にしかなっていない。同情論自体が人権侵害を起こすんだということにはまだなっていない。そこをどう変えていくかというのが、ご報告いただいたことから再発防止のところでは皆さまと一緒に提案していくことができればと思っている。

もう 1 点、この宿泊拒否事件について触れていただくとありがたいのは、誹謗中傷の手紙が殺到したのだけれども、他方で特に子ども達を中心に励ましや応援の手紙も殺到したこと。やはり人権教育がきちんとできればそういう人達が生まれて、そういう人達が潮谷前知事の言われる具体的なアクションにしてくるとか、表明してくる部分があるというのは彼らにとって救いである。このあたりも拾っていただければと思う。

（泉委員）

本妙寺事件について。私は以前「検証・ハンセン病史」で本妙寺事件を担当したので、その時の資料を中心に小松先生から教えていただいたことを加えてまとめたいと考えている。当時の連載で触れなかった中から今回入れたものとして、事件前、本妙寺集落で「もらい子殺し事件」というものがある。老夫婦が養育していたもらい子が亡くなってしまっていて、その子どもの遺体を熊大医学部で解剖したという、非常に猟奇的な事件として伝えられている。「もらい子殺し」と言いながら実はちゃんと小麦粉を溶いたものを与えている。結局栄養失調になったようで、殺人というよりも保護責任者遺棄致死のようなことだったと思う。その後の経緯を見ても、結局その夫婦は起訴されたのか裁判でどのような罪に問われたのかも分からない。そうでありながら非常にセンセーショナルな形で伝えられて、本妙寺集落というのは非常に特殊な集落であるというようなレッテル貼りをされた。実際にもらい子というのは、栗生楽泉園の自治会史にも載っているが、もらい子をしてそれを育てて、その子が奉公なんかに出たところで仕送りをもろうという仕組みだった。だから殺してしまっただけでは元も子もないのであって、殺すというのはおかしい話である。

（志村委員）

私が恵楓園に入所した時、36 畳の部屋に 18 名が住んでいた。その中の 2 名が本妙寺集落にいた人達だった。その人達から話を聞いた。いわゆる旦那衆のお妾さんに子どもができて、本妻がそれを知ることになる。それで本妙寺集落に行って、お妾さんの子どもを育ててくれないかと、お金を付けてその子を渡した。当時は粉ミルクもない時代だったので

重湯を飲ませたが、重湯ではなかなか子どもが育たないわけで、子どもが死んでいく。それが何件か重なると、その話を聞いた人達が面白おかしく書いたのだろう。当時は熊本にも旦那衆がいて、お妾さんを持つことがステータスのような時代だった。この事件はそういう時代背景の中で起きたのである。

(泉委員)

「優生保護法の成立」のところは谷口弥三郎を中心に執筆する。九州大学に谷口弥三郎を研究されている方がおられるようで、この方に会いに行きたいと思っている。菊池医療刑務支所の開所は、この前県の方で調べていただいて出て来た資料の中に「菊池医療刑務支所関係綴」というものがあり、これを見させていただいた。ここにあった記述で、県衛生部が医療刑務支所から釈放された後に各療養所に送られるのを「護送」という言い方しているのには驚いた。私が以前、恵楓園で見つけた資料の中に「菊池医療刑務支所釈放規定」というものがあった。釈放後の輸送その他は衛生部の管轄でやっているが、この資料はその裏付けになったと思う。「護送」という言い方はやはり、「釈放」と言いながらも恵楓園以外の園に追い返すというやり方になっている。そういう意味で言えば、釈放されてもそのまま永久拘禁であるというやり方を端的に表しているのではないだろうか。医療刑務支所の開所についてはその他の資料もあるのでこれで書いていけるが、どのような形で運営されていたのかはまだもう一つ見えないものがある。恵楓園内で再度資料を探してみたい。

黒髪校事件については、私も以前「検証・ハンセン病史」で調べたし、内田委員長からも取材の概要をいただいたので、それで書けるかなと思う。内田委員長ご担当の「教育界の関わり」とすり合わせしなければいけないと思う。

(内田委員長)

「教育界の関わり」には通学拒否の問題と検診の問題がある。小学校で検診をして、その検診が実は強制隔離の端緒となっていた。検診で家族などが「suspect」という形になって、学校における検診が強制隔離につながった部分は大きいと思う。ただ、数字とか具体的なデータがないのでどの程度書けるかと思っている。

(泉委員)

それは教育界の方で書かれるのか。

(内田委員長)

そう考えている。

(泉委員)

先ほどの黒髪校事件で、黒髪小学校に入学予定の児童の中に途中でいなくなった者がいる。それが実は朝鮮半島籍の子どもだった。おそらく熊本市教育委員会の要請で他施設に転出させたとの記録がある。そのように二重の差別があった。特に熊日の記事が公開資料として最も残っているので、検証報告書のいろいろなところで取り上げられると思う。このところのすり合わせがどうなるか、いちばん難しくなるんじゃないかと思う。これは

本田協力員に任せているが、各委員・協力員の原稿を見させていただいてどういう内容になるのかと思っている。

(内田委員長)

以上ご報告をいただいた。各々作業を進めていただけるようよろしくお願いします。

## (6) その他

(内田委員長)

次の議題「その他」について、各委員・協力員から何かあれば頂戴したい。

(塚本協力員)

先ほどの要望についての回答をお聞きしたい。

(宮原課長補佐)

黒髪校事件の件は当時の衛生部を担当していた委員会を調べている。今後も具体的にそのようなことがあれば確認する。黒髪校事件を確認した時に出てきたのが総務常任委員会だけだった。衛生常任委員会や他委員会も必要があれば確認し報告する。

(塚本協力員)

県からの文書に調べたのは「28年～30年」と書いてあったが、県議会での衛生委員会の委員長報告では年々段々表現が変わってきている。「今回収容することになりましたので」とか「まだこれほど患者はおりますので」とか、「全部このたび収容することになりました」という形で、数年間でも変遷がある。この変遷と国の政策が時期的にどのように相関しているのか押さえないので、もう少しさかのぼって確認してほしい。

(宮原課長補佐)

具体的には改めて確認させていただきたいが、昭和28年から30年までの衛生部を所管していた委員会の記録には残っていなかった。違う時期についてはまた改めて確認させていただきたい。

(泉委員)

先に塚本協力員が言われた天草の西本議員の発言は本会議でのことか。

(塚本協力員)

本会議である。

(泉委員)

何年のことか。

(塚本協力員)

昭和29年3月のことである。

(泉委員)

これに関しては先ほど県から関連発言はなかったとの報告があったが。

(塚本協力員)

あえて言わなかった。昭和28年から30年の間でも何回か、らい予防費の説明がおこな

われている。とりわけ 29 年 3 月の定例県議会本会議では、衛生常任委員会委員長報告の後の質疑で、黒髪校事件のことが質問されている。質問が西本初記議員で答弁が蟻田衛生部長と福田教育委員会委員長である。

(泉委員)

県はしっかり調べて欲しい。「ない」という資料が出てくることの繰り返しはもうやめて欲しい。

(内田委員長)

それではよろしくご検討いただけるだろうか。

(宮原課長補佐)

再度、黒髪校事件の具体的なお話があった場合には報告する。

(内田委員長)

他にないようなので、本日の議題は終らせていただく。

(中島審議員)

以上で、本日の第 6 回熊本県「無らい県運動」検証委員会を終了する。